

茨木市事故防止対策委員会に設置する要綱

(設置)

第1 本市職員に係る事故の発生を防止し、職務の適正な執行を確保するため、茨木市事故防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会が所掌する事務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、点検し、事故が発生しないよう最大の努力をはらうものとする。

- (1) 人事、服務に関すること。
- (2) 管理・監督者の責務に関すること。
- (3) 職員研修の強化・充実に関すること。
- (4) 適正な事務管理体制の確保に関すること。

(組織)

第3 委員会の委員は次の表に掲げる職にある者とする。

総務部担当副市長 他の副市長 水道事業管理者 教育長 議会事務局長 総務部長 企画財政部長 共創文化部長 福祉部長 健康医療部長 こども育成部長 暮らし産業環境部長 都市活力部長 建設部長 会計管理者 消防長 水道部長 教育委員会教育総務部長 同学校教育部長

- 2 委員会の委員長は総務部担当副市長を、副委員長は他の副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を掌理し委員会を代表する。
- 4 委員長は、会議を招集し議事をつかさどる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の事務局は、総務部に置く。

(各部局の処理)

第4 各部局は、委員会から指示された事項を処理しなければならない。

第5 各部局は、委員会における調査・点検の結果はもちろんのこと、常に、自主的、自律的な事故防止につとめなければならない。

(部会)

第6 委員会は、委員長が指示する事項に関する調査又は研究を分掌させるため、調査研究会を置くことができる。

(運営の細目)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年6月3日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年5月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年5月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。